

日野町監査委員告示第6号

地方自治法第199条第1項および第2項に基づき、令和7年度に実施した定期監査結果を下記のとおり公表する。

令和8年3月31日

日野町代表監査委員 東 源一郎

定期監査結果

1. 監査日時および
監査場所 令和8年3月25日（水）午前9時00分～午前11時10分
日野町役場 4階 監査委員室
2. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 川東 昭男
3. 監査対象機関 総務課
4. 監査対象
主たる審査事項 ○令和8年度当初予算の概要について
○災害応急対策にかかる食糧、生活必需品等の備蓄状況と更新計画について
○水道施設における消火栓の設置基準について
5. 監査手続 令和7年度監査計画に基づき資料の提出を求め、所属長および担当者から説明を受け、質疑応答を交え実施した。
6. 監査の結果 令和8年度予算について、歳出は新こども園整備や庁内ネットワークサーバ等機器・庁内業務端末の更新等の事業に加え、物価高騰に伴う経常経費の増や社会保障関係費の伸び、職員の給与改定等による人件費増などの要因から増加している。歳入は町民税、固定資産税とも増収が見込まれ、町税全体では前年度比約1億3千万円増の歳入が見込めたものの財政調整基金は5億円（前年度比4千万円減）を取り崩さざるを得ない厳しい予算状況が窺える。今後も人件費は増加傾向が続くことが想定され、また現在進めている新こども園整備により減少傾向にある地方債残高も増加することが予想されるなか、限られた財源の中で、より効果的かつ効率的な行財政運営にあたるよう努められたい。
災害時非常用物資については、日野町地域防災計画の中で滋賀県が実施した地震被害想定の結果を参考に、南海トラフ巨大地震が発生した場合の避難生活者数を基本に数量が定められて備蓄されている。今後も備蓄品の定期的な点検・更新、備蓄倉庫の適切な管理に努められたい。
水道施設の消火栓については、都市計画法による消防水利の基準に基づき、町内すべての水道管に配置基準内で設置されているものの、防火水槽も設置されている集落もある。消防水利については、防火水槽も含めて公費設置できるよう検討願いたい。